

行政からの生産性革命について

2018年3月30日

榊原 定 征

1. 行政手続簡素化の3原則（①行政手続の電子化の徹底、②同じ情報は一度だけの原則、③書式・様式の統一）の徹底や電子申請にかかる添付書類の撤廃に関する総理指示が出されており、デジタルを前提とした行政への変革が政府方針として定まっている。この方針に基づく確実な実行が重要である。
2. 行政のデジタル化にあたり、各省庁が縦割りのまま進めることや、業務改革（BPR）を実施することなく進めることを懸念しており、政府横断的に電子化とBPRを行う司令塔機能が重要である。加えて、「添付書類」「押印」「対面義務」などオンライン化を阻害する手続は抜本的な見直しが必要であり、これらを撤廃する一括法案の整備により、総理指示を貫徹すべきである。
3. デジタル化の鍵はマイナンバー制度にある。マイナンバーの利用範囲の拡大や特定個人情報に関する規制の見直し、マイナンバーカードの利用場面の拡大（例：運転免許証や健康保険証との一体化）等に取り組むべきである。
4. 行政からの生産性革命に向けて、行政サービス自体への付番も重要である。「デジタル・ガバメント実行計画」に基づき、法令に基づく全ての行政手続等に固有のIDを振るとともに、行政サービスの改廃等に伴う保守・運用を継続的に実施すべきである。

以 上